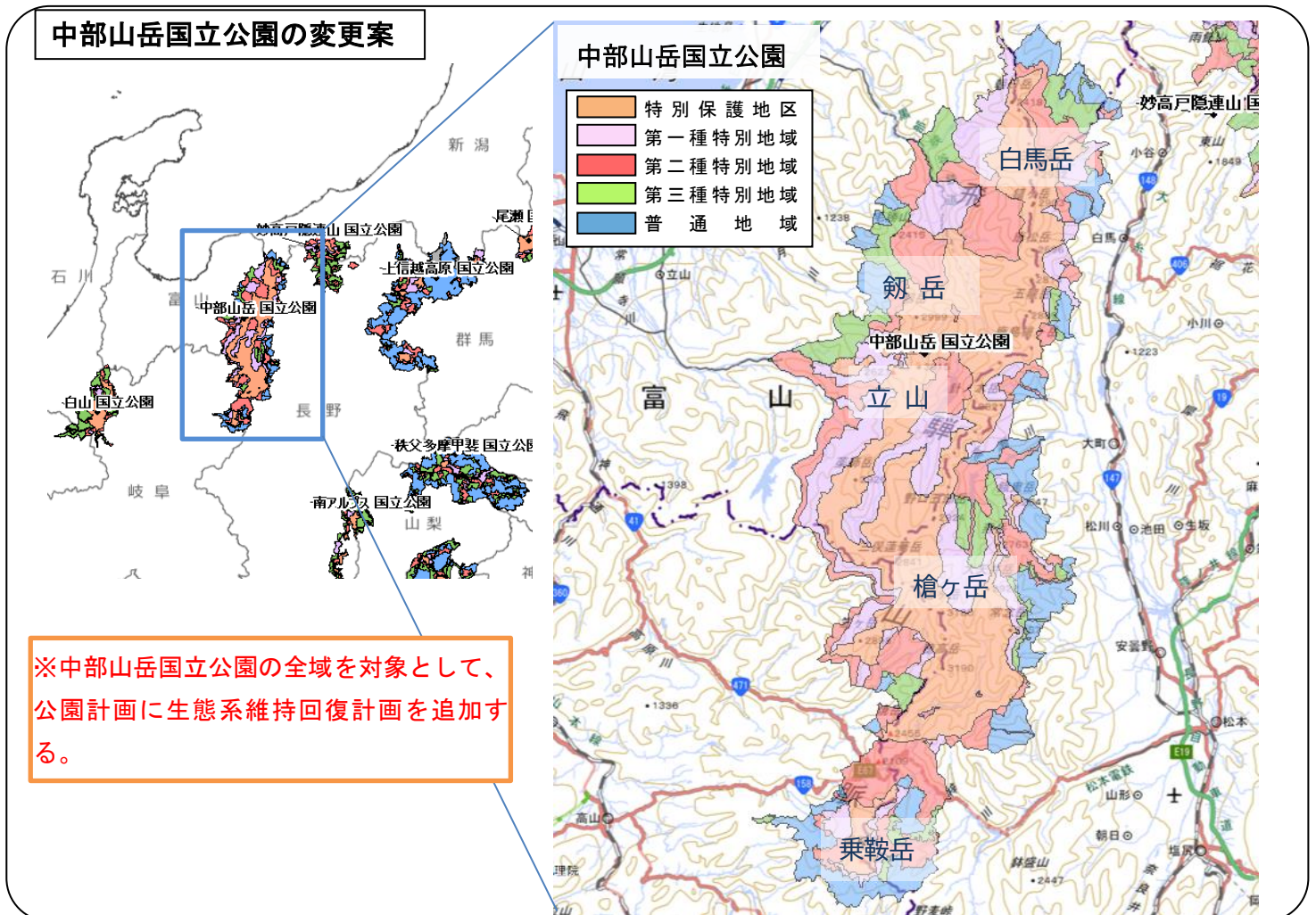


中部山岳国立公園の公園計画の変更（一部変更）及び生態系維持回復事業計画に関する概要

1. 背景

中部山岳国立公園は、新潟、富山、長野、岐阜の4県にまたがる本州の中央部に位置し、白馬岳などを有する後立山連峰、劔岳・立山などを有する立山連峰、槍ヶ岳などを有する穂高連峰、最南部にそびえる乗鞍岳などの3,000m級の高峰が連なる我が国でも屈指の山岳地域です。大規模に切り立った岩壁、深く険しい渓谷、高山帯の花畑やライチョウ、夏まで残る雪渓や氷河が削ったU字谷、火山が作りだした湖や溶岩台地など、多彩な山岳景観を呈しており、昭和9年12月4日に国立公園に指定されました。その後、昭和59年に再検討、平成4年に第1次点検、平成18年に第2次点検を実施し、令和4年に一部変更を実施しています（自然体験活動計画の追加）。

今回の一部変更では、ニホンジカの分布拡大による生態系への影響に対応するため、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて、公園計画の変更及び生態系維持回復事業計画の策定を行うものです。



2. 変更案のポイント

中部山岳国立公園において、ニホンジカの個体数の増加及び生息域の拡大が確認されており、高山・亜高山帯等における植生等へ影響が生じることが懸念されています。これらのニホンジカによる生態系への影響を未然に防止し、健全な生態系の維持を図るため、公園計画に生態系維持回復計画を位置づけるとともに、新たに「中部山岳国立公園生態系維持回復事業計画」を策定し、ニホンジカの防除や植生保護等の対策及びニホンジカの分布状況等のモニタリング等を実施します。

3. 公園計画の変更案の詳細

- ・生態系維持回復計画の追加
- ・対象区域：中部山岳国立公園全域

4. 生態系維持回復事業計画について

- ・生態系維持回復事業計画の名称
中部山岳国立公園 中部山岳生態系維持回復事業計画
- ・生態系維持回復事業計画の策定者
農林水産省、環境省
- ・生態系維持回復事業計画の計画期間
告示日から下記の目標が達成されるまでとします。
- ・生態系維持回復事業の目標
本事業では、関係機関と相互に連携・協力しながら、国立公園内において、調査・モニタリング及び捕獲等を実施しつつ、周辺地域とも連携を図ることで、国立公園内の高山・亜高山帯へのニホンジカの生息域拡大及び高山植生等への被害発生を未然に防止し、中部山岳国立公園の生態系の維持を図ることを目標とします。
- ・生態系維持回復事業を行う区域
中部山岳国立公園全域
- ・生態系維持回復事業の内容（省略）
- ・生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項（省略）